博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・5

「設置者との連携プロセス ―博物館長向け― 」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

設置者との連携プロセス

― 博物館長向け ―

アドバイザリー・ボード委員
金山喜昭（法政大学）

1 「学芸員任せ」の誤解

!

- 登録手続きは「学芸員の仕事」と思われがち
- 学芸員個人の熱意頼み —— 属人的な体制になりやすい
- 担当者が異動すれば、話がそこで止まってしまう
- 結果として、館全体としての取り組みにならない

2 館長が担う役割

誰の役割か

- 設置者（本庁）との調整は、館長が担うべき役割の一つ
- 直営館・指定管理館を問わない
- 常勤・非常勤といった雇用形態も問わない
- 名誉館長を置く大型館では、副館長が実務を担う場合も

館の棚卸し

- 登録制度への対応は、館にとっての好機でもある
- 職員とともにビジョン・ミッションを再確認
- 登録基準に照らして日常業務を点検
- 館長のリーダーシップで館としての意思統一を図る

3 本庁への具体的な働きかけ

▪ 館内の意思統一 ――― まず内部を固める

よくある壁

- 本庁の担当課が登録制度自体を認識していない
- 人事異動で担当者が交代し、話が停滞する

館長からの働きかけ

- 担当課へ積極的に打診する
- 必要に応じ、首長・教育長への説明機会も

行政上の位置づけを得るとともに、市民に対して館の存在意義を説明する責任を果たす

4 登録の意義と責任

現実

- 登録しなくても法的なペナルティはない
- 何もしなくても、当面は困らないのが実情

意義と責任

登録の有無にかかわらず、基準を満たす館には、市民に自らの存在意義を説明する責任がある

博物館法は、その責任を形にする、今の日本にある制度の一つ

5 まとめ：館長のリーダーシップ

- 登録手続きは、学芸員だけの仕事ではない
- 館の棚卸しから、設置者への働きかけへ
- そのプロセスの中心に立つのは、館長自身

ぜひ、リーダーシップを発揮していただければと思います。